

# 大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金募集要項

## 【令和3年度 第2回】

### I. 補助金の概要

#### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症入院患者（以下、「感染症入院患者」という。）を受け入れる医療機関で、感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者への特殊勤務手当の支給に対し、補助を行います。

#### 2. 補助対象

感染症入院患者を受け入れ、特殊勤務手当を支給する医療機関

#### 3. 対象従事者

感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者

（医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士等）

※常勤・非常勤を問わない。

#### 4. 補助対象期間

令和3年6月1日(火)から令和3年8月31日(火)まで

#### 5. 補助率・対象経費

○補助率 10分の10

○対象経費 対象従事者1人あたり日額等3,000円とし、その総額を補助

※感染症入院患者数に応じた上限額があります。

##### (1) 交付決定額 [交付申請額]

当該月の入院患者（軽症・中等症）の延べ人数×3（従事者係数）×3,000円  
+当該月の入院患者（重症）の延べ人数×6（従事者係数）×3,000円

##### (2) 手当支給額 [実績報告額]

毎月の従事者延べ人数×3,000円

##### (3) 上限額の計算方法

毎月の入院患者（軽症・中等症）の延べ人数×3（従事者係数）×3,000円  
+毎月の入院患者（重症）の延べ人数×6（従事者係数）×3,000円

[例] 軽症・中等症 316人/月×3（従事者係数）×3,000円

+重症 104人/月×6（従事者係数）×3,000円=4,716,000円

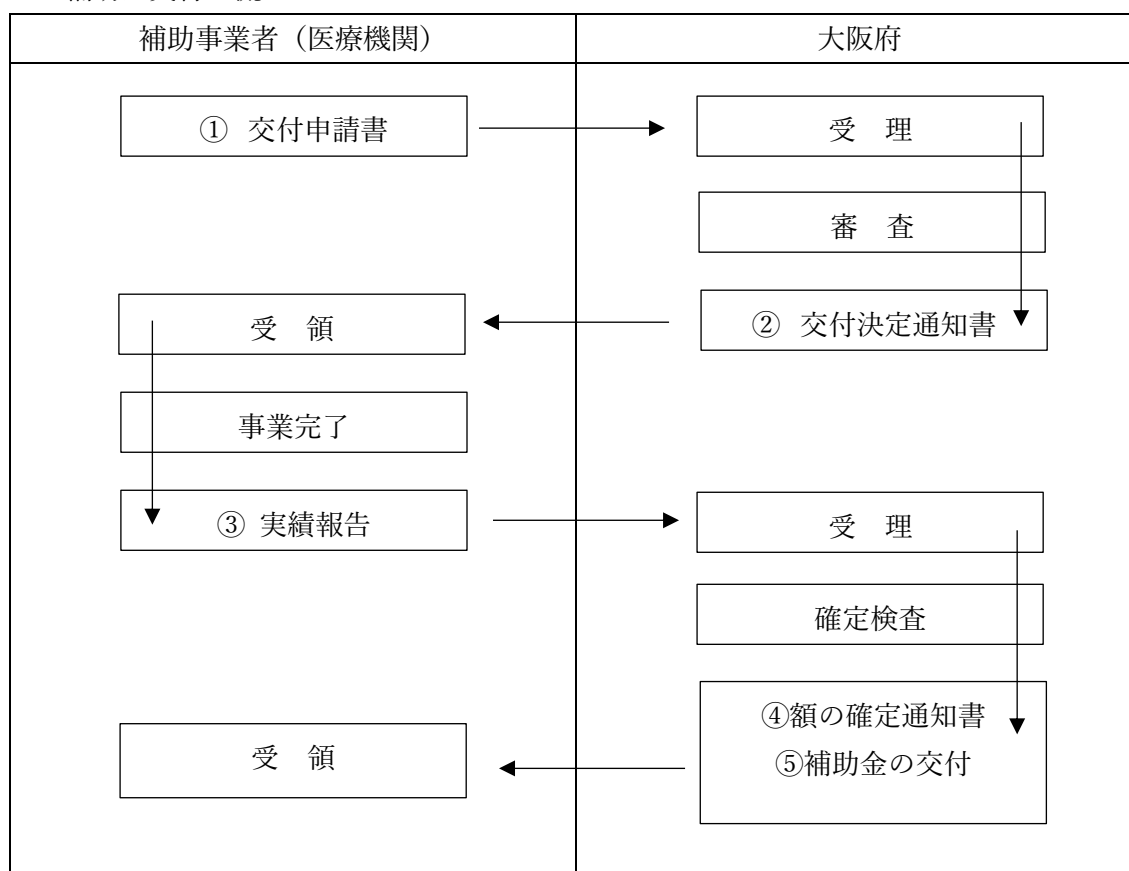
## 【留意事項】

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

- (ア) 法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

## II. 補助金の交付手続き

### 1. 補助金交付の流れ



- ①② 提出いただいた交付申請書等を審査の上、適正と認められれば**交付決定通知**を送付します。
- ③ 医療機関にて事業完了後、大阪府に対し**実績報告書等**を提出してください。
- ④ 提出いただいた**実績報告書等**を検査の上、適正と認められれば、**額の確定通知書**を送付します。
- ⑤ 大阪府は、**額の確定通知書**を送付するとともに速やかに**補助金**を交付します。

## 2. 提出様式の入手

様式は、大阪府ホームページからダウンロードしてください。

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryō/2019ncov/tokushukinmuteate.html>

※ダウンロードできない場合は、特殊勤務手当補助金担当までご一報ください。

### ◆交付申請書類

- ① 補助金交付申請書【様式第1号】
- ② 所要額及び事業計画書【様式第1号別表】
- ③ 要件確認申立書【様式第1-2号】
- ④ 暴力団等審査情報【様式第1-3号】
- ⑤ 補助金振込先申出書
- ⑥ 通帳等の写し（金融機関名（支店名含む）、口座番号（又は通帳番号）、口座名義がわかるもの）

※所要額及び事業計画書【様式第1号別表】は、支給対象月（毎月）ごとに作成する必要があります。

※③から⑥は初回の申請時のみ提出必須で、2回目以降は内容に変更がなければ提出不要です。

### ◆実績報告書類

- ① 実績報告書【様式第4号】
- ② 精算額及び実績報告書【様式第4号別表】
- ③ 支給実績証明書【様式第4-2号・別表】
- ④ 実績等の証拠となる書類の写し【任意様式】
- ⑤ （大阪府が別途提出を求めた場合）その他知事が必要と認める書類【任意様式】

※②～④は、支給対象月（毎月）ごとに作成する必要があります。

### 3. 書類の提出期間

#### ◆交付申請（令和3年6月～令和3年8月分）

令和3年9月1日（水）～令和3年9月14日（火）

※令和3年度9月以降分については、後日お知らせします。

#### ◆実績報告

実績報告書については、補助事業の完了した日（申請した交付申請の最終月の支給日等）の翌日から30日以内

※ただし、翌年度の4月10日を超えない日までとする。

（大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金交付要綱第10条）

### 4. 書類の提出方法（電子メール又は郵送による受付）

#### ◆交付申請

・電子媒体を電子メールにより提出又は紙媒体を郵送

※件名は「【交付申請：〇〇〇〇病院】特殊勤務手当補助金について」としてください。

※電子媒体の送付が困難な場合、紙媒体を郵送でご提出いただいても構いません。

※申請書類が全て確認された後、交付決定のための審査を行います。

#### ◆実績報告

・電子媒体を電子メールにより提出又は紙媒体を郵送

※件名は「【実績報告：〇〇〇〇病院】特殊勤務手当補助金について」としてください。

※電子媒体の送付が困難な場合、紙媒体を郵送でご提出いただいても構いません。

※報告書類が全て確認された後、額の確定のための検査を行います。

#### 《提出書類の宛先》

電子メール：coronajinteki@gbox.pref.osaka.lg.jp

※必ずパスワードを付けて送付してください。

郵送：〒540-8570（府庁専用郵便番号（住所の記載は不要））

大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課

人的支援・重症センター運用グループ

特殊勤務手当補助金 担当 あて

### 5. 交付決定額の変更

延べ入院患者数の訂正等により所要額が交付決定額を上回る場合、経費変更承認申請書（様式2号）により交付決定額の変更申請が可能です。

該当する場合は、特殊勤務手当補助金担当へご相談ください。

### Ⅲ. その他

1. 提出いただいた書類はお返しいたしませんので、必要であれば控えを保管してください。
2. 申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります。  
(再提出などの場合も同様です。)
3. 必要に応じて、大阪府から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
4. 補助対象となる要件を満たしていても、必要書類がない等の理由により補助が認められない場合があります。
5. 補助事業者は、収入及び支出についての証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後 10 年間保管しておかなければなりません。
6. 補助金交付決定後、不正等が発覚した時は、大阪府は、本補助金の交付決定を取り消します。  
また、虚偽の実績報告等、補助金交付後に不正が発覚した場合、補助事業者は、補助金を返還していただきます。
7. 大阪府は、申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

#### 【問合せ先】

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策支援課  
人的支援・重症センター運用グループ  
特殊勤務手当補助金 担当  
電話 06-4397-3263  
電子メール：coronajinteki@gbox.pref.osaka.lg.jp